

みずかがみロゴデザイン等使用要領

平成25年(2013年)9月5日滋食ブ第312号
滋賀県農政水産部食のブランド推進課長通知

(目的)

第1条 この要領は、滋賀県以外の者が、「みずかがみ」のロゴデザインおよび統一米袋デザイン(以下、「ロゴデザイン等」という。)を使用する場合において、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴデザイン等に関する権限)

第2条 ロゴデザイン等に関する一切の権限は、滋賀県に属する。

(使用の承認)

第3条 ロゴデザイン等を使用しようとする者は、あらかじめ滋賀県農政水産部食のブランド推進課長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国、または地方公共団体が公用または公共用に使用する場合
- (2) 放送機関、新聞社、通信社その他報道関係機関が報道を目的に使用する場合
- (3) 農業協同組合、米卸事業者、米小売事業者等がパンフレット、広告等(商品の容器および包装を除く)に使用する場で、「みずかがみ」の生産、流通または消費拡大効果が期待できる場合
- (4) 個人が非営利目的で「みずかがみ」の情報発信に使用する場合
- (5) その他食のブランド推進課長が承認の手続きを必要としないと認めた場合

(使用の申請)

第4条 前条の承認を受けようとする者は、みずかがみロゴデザイン等使用申請書(様式第1号)に、次の各号に定める書類を添えて食のブランド推進課長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の所在、活動内容その他概要が分かる資料
- (2) ロゴデザイン等の使用内容が分かる企画書等
- (3) 使用対象物の見本(見本を添付できない場合は写真でも可)
- (4) その他食のブランド推進課長が必要と認める書類

(使用の基準)

第5条 食のブランド推進課長は、前条に規程する使用承認申請書を受理した場合は、その内容を確認し、当該使用が適切と認められるときは承認を行い、みずかがみロゴデザイン等使用承認通知書(様式第2号)を申請者に送付する。

2 ロゴデザイン等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、食のブランド推進課長は承認をしないものとする。

- (1) 「みずかがみ」の信用やイメージを害するものと認められる場合
- (2) 法令および公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) その他食のブランド推進課長が承認することを不相当と認めた場合

(使用料)

第6条 ロゴデザイン等の使用料は、無料とする。

(使用の条件)

第7条 食のブランド推進課長は、必要があると認める場合には、ロゴデザイン等の使用方法その他について、条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴデザイン等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた用途のみに使用すること。
- (2) ロゴデザイン等の一部のみを使用したり、又は変形させたり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。ただし、食のブランド推進課長が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (3) ロゴデザイン等を使用した場合には、使用実績（パンフレット、広告等）を速やかに食のブランド推進課長に提出すること。

（使用承認の期間）

第9条 ロゴデザイン等の使用期間は、申請のあった期間とする。

（承認内容の変更等）

第10条 ロゴデザイン等の使用者が、承認を受けた内容について、変更をしようとする場合は、みずかがみロゴデザイン等承認内容変更申請書（様式第3号）を、あらかじめ食のブランド推進課長に提出しなければならない。

- 2 食のブランド推進課長は、前項の申請書を受理した場合には、その内容を確認し、当該変更が適切と認められるときは、承認を行い、みずかがみロゴデザイン等承認内容変更承認通知書（様式第4号）を申請者に送付する。

（承認の取り消し等）

第11条 食のブランド推進課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要領に違反した場合。
 - (2) 使用者が承認の際に付した条件に違反した場合
 - (3) 申請書の記載内容に虚偽のあることが判明した場合
 - (4) その他ロゴデザインの使用継続が不適當であると認められる場合
- 2 食のブランド推進課長は、使用者にロゴデザインの使用状況等について報告させ、または調査することができる。

（経費等の負担）

第12条 滋賀県は、この要領によりロゴデザイン等を使用した者に対し、その使用に係る一切の経費または役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第13条 滋賀県は、ロゴデザイン等の使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

（情報の公開）

第14条 食のブランド推進課長は、ロゴデザイン等の使用状況について、利用促進を図る観点から、情報を公開することができる。

（事務）

第15条 この要領に関する事務は、食のブランド推進課マーケティング担当が行う。

（その他）

第16条 この要領に定めるもののほか、ロゴデザイン等の使用に関し必要な事項は、食のブランド推進課長が別に定める。

附則

この要領は、平成25年8月29日から施行する。

様式第 1 号

みずかがみロゴデザイン等使用申請書

年 月 日

(あて先)

滋賀県農政水産部食のブランド推進課長

申 請 者

住所

氏名

印

〔法人または団体にあつては、名称〕
および代表者の職・氏名

みずかがみロゴデザイン等使用要領第 4 条の規定に基づき、みずかがみのロゴデザイン・統一米袋デザインを下記のとおり使用したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 使用しようとするデザイン ※使用するデザインにチェック
 ロゴデザイン
 統一米袋デザイン
- 2 使用用途
- 3 使用期間

(添付書類)

- ・申請者の所在、活動内容その他概要が分かる資料
- ・ロゴデザイン等の使用内容が分かる企画書等
- ・使用対象物の見本（見本を添付できない場合は写真でも可）

様式第2号

みずかがみロゴデザイン等使用承認通知書

年 月 日

(あて先)
申請者

滋賀県農政水産部食のブランド推進課長

年 月 日付で申請のあった下記の使用ことについては、みずかがみロゴデザイン等使用要領第5条第1項の規定に基づき、使用を承認します。

記

- 1 使用するデザイン
- 2 使用用途
- 3 使用期間

様式第3号

みずかがみロゴデザイン等承認内容変更申請書

年 月 日

(あて先)

滋賀県農政水産部食のブランド推進課長

申 請 者

住所

氏名

印

〔法人または団体にあつては、名称〕
および代表者の職・氏名

みずかがみロゴデザイン等使用要領第10条第1項の規定に基づき、みずかがみのロゴデザイン・統一米袋デザインを下記のとおり使用したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 使用しようとするデザイン ※使用するデザインにチェック
 ロゴデザイン
 統一米袋デザイン
- 2 使用用途
- 3 使用期間

(添付書類)

- ・ロゴデザイン等の使用内容が分かる企画書等
- ・使用対象物の見本（見本を添付できない場合は写真でも可）

様式第4号

みずかがみロゴデザイン等承認内容変更承認通知書

年 月 日

(あて先)
申請者

滋賀県農政水産部食のブランド推進課長

年 月 日付で申請のあった下記の使用ことについては、みずかがみロゴデザイン等使用要領第10条第2項の規定に基づき、使用を承認します。

記

- 1 使用するデザイン
- 2 使用用途
- 3 使用期間